

令和5年度 滋賀県専門研修指導医派遣等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、病院または診療所の開設者を対象として、平成30年度から開始された専門医制度における地域医療への配慮や研修機会の確保に資する研修プログラムの作成や指導医派遣等、総合診療研修の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院もしくは診療所の開設者または同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、専門医認定支援事業実施要領（平成26年6月20日医政発0620第6号厚生労働省医政局長通知別添）および医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業補助金交付要綱（平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号厚生労働省医政局長通知別添）に基づき実施する、平成30年度から開始された専門医制度における地域医療への配慮や研修機会の確保に資する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 医師不足地域の研修医療機関において専門研修を促進するため、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定
- (2) 医師不足地域の研修医療機関において地域医療に配慮した専門医研修を促進するため、以下のいずれかの手法で行う指導医の派遣等（滋賀県医師キャリア形成プログラムに基づく指導医の派遣等を含む）
 - ア 指導医の派遣
 - イ 指導医による出張指導
- (3) 地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、へき地・離島等の医療機関において行う総合診療研修

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げるところにより算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
第3条第1号に定める事業 1プログラムあたり 1,814千円	専門研修プログラムの策定に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、 諸謝金、旅費、社会保険料、委託料（前述の経費に該当するもの。）
第3条第2号に定める事業 1か所あたり 3,200千円 （産科・小児科の場合） 1か所あたり 4,600千円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。	指導医の派遣等（代替医師雇上および出張指導）に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、 諸謝金、旅費、社会保険料
第3条第3号に定める事業 1か所あたり（往復分） 322千円	へき地・離島等における総合診療研修に必要な次に掲げる経費 旅費

（交付申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号の申請書に次に掲げる関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 補助金所要額調
 - (3) 対象経費支出予定額明細書
 - (4) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要として認めて指示した書類
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、

消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、別記様式第2号によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）する場合
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - ウ 補助事業を中止し、または廃止する場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等および証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する補助事業実績報告は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い日までに別記様式第3号による報告書を知事に提出するものとする。

- 2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金は補助事業の完了後、精算払とする。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、第8条の規定による報告を受けたときは、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者へ通知するものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合も含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助事業実施者が全国的に事業を展開する組織の支部（または支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(検査)

第12条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施に係る資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(標準処理期間)

第13条 この補助金に係る標準的な事務処理の期間は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定 規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内
- (2) 第7条第1号の規定による変更または中止もしくは廃止の承認 承認の申請があった日から起算して14日以内
- (3) 規則第13条の規定による額の確定 第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく計画変更承認申請および第8条の規定に基づく実績報告ならびに第11条の規定に基づく消費

税等仕入控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政
手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報
処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 23 日から施行し、令和 5 年度の補助金に適用する。